

地域医療部通信

重要

## 新型コロナウイルス感染症関連情報

## 行政検査として唾液を検体とする新型コロナウイルス感染症に係る検査（PCR 検査）を実施する医療機関の募集について

新型コロナウイルス感染症について、今般、感染リスクの低い唾液検体による PCR 検査が認められ、かかりつけ医でも比較的安全に検体採取が行えるようになりました。この検査は行政検査であり、患者の自己負担が公費で賄われるため行政との委託契約が必要となります。

そのため、府医が会員医療機関からの委任を受け、京都府および京都市との集合契約を行うことにより、PCR 検査を実施する検査協力医療機関となるための委託契約を締結することとなりました。

この集合契約に参加される医療機関は下記についてよくご覧いただいた上で別紙「委任状」をご提出ください。できるだけ多くの医療機関のご応募をお願いします。

## 【応募の要件】

新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査（唾液）を行う場合の要件  
次のア～ウのすべてを満たすこと。

- ア 当該患者が他の患者と接触しないよう配慮されていること。
- イ 検体の取り扱いについて熟知していること。
- ウ 医療従事者の十分な感染対策が講じられていること<sup>(※)</sup>。
  - ・ 標準予防策を確実に実施すること。
  - ・ 採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスクおよび手袋を着用すること。

(※ 令和2年6月2日付 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡：5ページ別紙参照)

## 【留意事項】

- 1) この集合契約が府医と京都府において締結されると、唾液を検体とする SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出に係る診療については、同年6月2日以降に行った診療分から公費負担が適用されることとなります。
- 2) この集合契約は、会員医療機関から府医へ申出のあった時点で委託契約が成立することとしますが、適切な感染対策の実施等の要件を満たしていることが認められない場合、または、記載の表明が虚偽若しくは不正確である場合には、契約を解約または解除されることがあります。
- 3) この契約に基づき実施する検査については感染症法第12条に基づく発生届（別記様式6-1）が必要となります。これについては検体の取り扱い方法等とともに「京都医報」7月15日号にて改めてお知らせする予定です。

- 4) 検査費用については「京都医報」7月15日号「保険だより」を参照ください。
- 5) PCR検査（喀痰，鼻咽頭拭い液等の唾液以外の検体）または抗原検査を実施する場合は，帰国者・接触者外来として京都府・京都市と直接，委託契約を結んでいただいた上で実施していただくこととなります。
- 6) 本契約は，委任状のファックスでの送信により受理いたしますが，原本を必ず下記宛にご郵送ください。

送 付 先   〒 604 - 8585 京都市中京区西ノ京東栞尾町6  
          一般社団法人 京都府医師会 地域医療3課

京都府医師会地域医療3課：FAX（075）354-6097

## 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査） の委託契約締結に関する委任状

当院は、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後の改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された要件を満たしていることを表明し、一般社団法人京都府医師会（代表者 会長 松井 道宣）に行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

### 記

唾液を検体とした新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査についての京都府又は京都市との行政検査に係る委託契約の締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

当院が本件行政検査通知に規定された新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの表明

- 当該患者が他の患者と接触しないよう配慮されていること。
  - 検体の取扱いについて熟知していること。
  - 医療従事者の十分な感染対策が講じられていること。
    - ・標準予防策を確実に実施すること。
    - ・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
- （上記全ての□にチェックがつくことが必要）

2020年 月 日

### 委任者

- ①医療機関名 :
- ②開設者住所 :  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- ③開設者氏名 :  
（法人にあっては、法人の名称、代表者の職名及び氏名）

印

注1) ゴム印の使用は可ですが、開設者（法人にあっては代表者）の押印が必要です。

注2) ファックスの送信により受理いたしますが、原本を必ずご郵送ください。

別記様式 6 - 1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) ( ) -

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

Table with 6 columns: 1 診断(検案)した者(死体)の種類, 2 当該者氏名, 3 性別, 4 生年月日, 5 診断時の年齢, 6 当該者職業, 7 当該者住所, 8 当該者所在地, 9 保護者氏名, 10 保護者住所. Includes checkboxes for patient status and phone number fields.

Main diagnostic table with columns for symptoms (11), diagnostic methods (12), infection reasons (18), and other items (19). Includes detailed fields for PCR results, infection routes, and dates.

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(\*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

令和2年6月2日

各 

都道府県 保健所設置市 特別区
-----------------------

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について  
(その2)

新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療の際の感染予防策等については、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」（令和2年3月11日付け事務連絡）において周知をお願いしているところですが、今般、PCR検査の検体として新たに唾液が追加されたことに伴い、一部の内容を変更しました。このため、帰国者・接触者外来のみならず、一般の医療機関（歯科医療機関も含む。）においても、内容について十分にご了知いただきたいため、関係者への周知をお願いします。

なお、下記の取扱いは現時点における新型コロナウイルスの知見をもとにまとめたものであり、今後取扱いに変更がある場合には追ってご連絡します。

記

1. 地域の各医療機関の外来に共通する感染予防策について

基本的に誰もがこの新型コロナウイルスを保有している可能性があることを考慮して、全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底すること。なお、患者が発熱や上気道症状を有する等の場合であっても、2の検体の採取やエアロゾルが発生する可能性のある手技を実施しないときは、標準予防策の徹底を行っていれば、原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、濃厚接触者には該当しない。

## 2. 新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。）を診察する際の感染予防策について

(1) 各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じること。

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・同患者から採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
- ・同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
- ・个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

(2) その他

- ・原則として、診察した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、(1) に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。

## 3. 応招義務について

患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法(昭和23年法律第201号)第19条第1項及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場

合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨すること。

(参考)

- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）」  
(2020年5月7日 日本環境感染学会)

[http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=328](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328)

- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年6月2日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>

以上